

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 25 年 10 月 28 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成25年12号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 7 枚)

### 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第6回)」(10月18日)の開催について ～ 「公定価格について」等～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第6回)が、10月18日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介いたします。

議事内容 (1) 公定価格について (2) 地域型保育について(小規模保育事業以外の事業を中心に) (3) 確認制度について(運営基準等を中心に) (4) 地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について(ファミリー・サポート・センター事業、延長保育、病児・病後児保育)、一時預かり事業について (5) その他

＜ポイント＞

- 公定価格について検討スケジュール、設定の基本的考え方、算定の構造等について協議。
- 小規模保育事業以外の地域型保育事業、運営基準等の確認制度、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育、病児・病後児保育等の地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について、継続審議が行われた。

※以下敬称略

- ・ 無藤部会長の進行により、子ども・子育て会議委員の交代について高橋・日本労働組合総連合会副事務局長より自己紹介がなされ、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明されました。
- ・ 福岡 内閣府大臣政務官より、子どもたちの最善利益にたつてご議論をよろしくお願ひしたい。予算面も含めて着実に制度が進むようにしていきたい旨挨拶がなされました。

#### (1) 公定価格について

- ・ 資料1「公定価格について」(平成25年10月18日)説明が行われました。主に下記のような論点と対応案が提示されました。:以下の枠内は、同資料1の抜粋、引用部分。

#### 2.検討スケジュール(イメージ)

○ 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格(算定構造)」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

#### 平成25年度

9月～

○ 子ども・子育て会議において順次議論

～年度末

○ 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ ※「骨格」=「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

#### 平成26年度

4月～6月頃

○ 骨格、仮単価の提示

○ 概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み

※ 幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。

8月

○ 概算要求

10月頃～

○ 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

○ 国ベースの金額の確定(政府予算案) ○ 子ども・子育て会議で諮問・答申

※ 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。

#### 3.公定価格の検討に当たって

(1)議論の進め方

○当面、本部会においては、

- ・ 公定価格の算定に当たった「基本的な考え方(ルール)」
- ・ 国が定める公定価格の「骨格(算定構造)」
- ・ 利用者負担の在り方

といった公定価格の体系について御議論の上、今年度内に固めていただくことが必要。

※ 別途、運営基準において、給付を受ける施設・事業に関するルールを検討

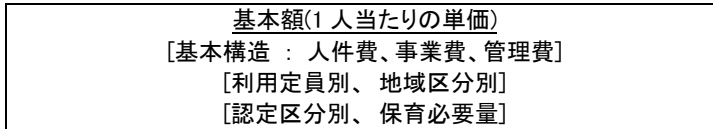
- その上で、平成 27 年度予算編成を経て、公定価格の具体的な金額を含めた最終的な姿について、子ども・子育て会議に諮問し、答申をいただき決定することが必要。

(2)公定価格の設定に当たって

- ・ 地域において安定的かつ良質な教育・保育を効率的に提供していくこと ・ 現行制度からの円滑な移行を念頭におくこと
- ・ 経営実態調査の結果などにより、施設経営の実態を勘案すること ・ 求められる職員配置等の基準など、質の改善についても考慮していくこと

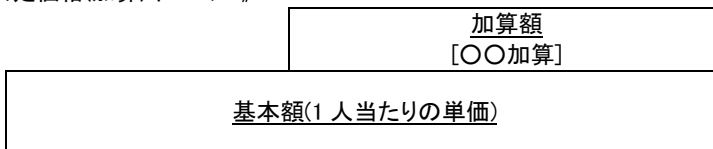
(参 考) 子ども子育て支援新制度における公定価格(骨格イメージ)

《 公定価格(基本額)イメージ 》



- ※ 利用定員別 : 施設の規模による経費構造の違いを考慮(附帯決議)
- 地域区分別 : 地域別の人件費等の違いを考慮(附帯決議)
- 認定区分別 : 年齢(0~2歳、3~5歳など)、保育の必要性に係る区分を考慮(支援法)
- 保育必要量 : 保育の必要量を考慮(支援法)

《 公定価格(加算)イメージ 》



## II. 公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

(2) 給付額の算定に当たっては、例えば、例 1、2 のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。

例 1 個別費目の積み上げ方式(保育所運営費等)

人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

特 徴

- ・ 給付費の中に積み上げる対象項目(国の算定基準)が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乘せが実施しやすくなる。

留意点

- ・ 実際に事業に要した費用(実態)と積み上げた給付費(モデル)の間にずれが生じる可能性がある。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。

例 2 包括的な報酬体系(介護保険制度等)

サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特 徴

- ・ 実際に事業に要した費用(実態)に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

- ・ 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

## III. 骨格(算定構造)に関する検討の視点

○ 骨格(算定構造)の検討に当たって、ご議論頂きたい論点

＜ 基本部分にかかわるもの ＞

1. 認定区分との関係
2. 年齢との関係
3. 保育必要量との関係
4. 地域区分との関係
5. 定員規模との関係
6. 施設・事業との関係

＜ 加算部分にかかわるもの ＞

7. 各種加算等

※ 今回お示しする以外のものについても、順次必要な分析後お示していく予定。

## 1. 認定区分との関係

(1)概要 ○新制度では、支援法 19 条 1 項各号に掲げる子どもの認定区分により認定を行うことになる。

### 認定区分

- 19 条第 1 項 1 号に該当する場合：教育標準時間認定(満 3 歳以上)
- 19 条第 1 項 2 号に該当する場合：満 3 歳以上・保育認定
- 19 条第 1 項 3 号に該当する場合：満 3 歳未満・保育認定

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされており、具体的な考え方を検討していく必要があるが、教育標準時間認定の区分については幼稚園の調査結果を参照し、保育認定の区分については保育所の調査結果を参照しながら検討することを基本としてはどうか。
- 各認定区分について、子どもの利用時間と職員の勤務時間の違いを踏まえ、必要な職員の配置を考慮することが必要ではないか。
- ※ なお、教育標準時間認定を受ける子どもについては、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)との組み合わせによることとされており(支援法附則 9 条)、国としては、これらを合わせた全体としての公定価格と全国統一費用部分の価格の両方を決めることが必要となる。

## 2. 年齢との関係

### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分(乳児、1、2 歳児、3 歳児、4 歳以上児の 4 区分)ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら(経営実態調査、学校基本調査等を活用)、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないかと。

## 3. 保育必要量との関係

### 【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間の 2 区分)ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況等にも配慮する必要があるのではないかと。
- なお、公定価格の設定に当たっては、子ども・子育て会議での保育標準時間、保育短時間の区分等に関する議論と併せて検討する必要がある。

## 4. 地域区分との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール(地域の見直し時期)についても、検討していく必要があるのではないかと。

## 5. 定員規模との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。
- その具体的な定員区分の設定(定員の刻み方等)については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。
- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。
- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある(調理員や食事の費用等)こと等を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、
  - ・ 「小規模保育」については、定員 6～19 人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
  - ・ 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのではないかと。
  - ・ 「家庭的保育」については、定員 6 人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。

## 6. 施設・事業との関係

### 【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求めら

れているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

#### 7. 各種加算等

##### 【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
- ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算（②夜間保育所加算、⑨主任保育士専任加算、⑫保育所事務職員雇上費 は保育所運営費特有の加算）が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。
- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、減算措置のあり方についても検討が必要ではないか。

#### IV. 特例給付に関する検討の視点

##### 1 両親が共働きの家庭等の子ども(満3歳以上)などの幼稚園利用

- ① 例えば両親が共働きの家庭の子どもが、幼稚園を利用する場合については、大きく以下の4パターンとなる。
  - i 保護者が幼稚園を希望する場合
  - ii 地域に認定区分に該当する施設がない場合
  - iii 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定に対応する定員部分)が第1希望だが、定員に空きがなく幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定に対応する定員部分)に入園する場合  
例) 保育所の利用を希望(単願・併願) → 利用調整 → 幼稚園に入園
  - iv 幼稚園に入園する子どもが、保護者の就労等の理由により認定の際の要件に変更が生じた場合。
- ② その際の支援方法としては、以下の2パターンが考えられる。
  - A 保育認定(満3歳以上)を受け、特例施設型給付(特別利用教育)の対象となるパターン
  - B 教育標準時間認定を受け、施設型給付の対象となるパターン
- ※ なお、いずれのパターンについても、教育標準時間を超えて利用する教育部分について一時的に事業(幼稚園型)との整理が必要。

##### 【検討の視点】

- ②のいずれのパターンによるかは、特例給付が例外的に行われるものであることを踏まえつつ、①のそれぞれのパターンに応じて、例えば以下のような事項を踏まえて検討する必要があるのではないか
  - ・ 幼稚園は、保育認定の子どもの利用定員を設定して対応する給付を受けることは想定されていない(支援法)一方で、保育認定の有無にかかわらず、希望すれば誰でも入園できる性格の施設であること(学校教育法)。
  - ・ 保育認定の子どもについては、市町村が保育所・認定こども園により保育を確保することが必要であること(児童福祉法・支援法)。
  - ・ 市町村は、保育認定の有無にかかわらず、保護者の選択に基づき多様な施設・事業により提供体制を確保することが必要であること(支援法)。

##### 2 保育認定を受けない子ども(満3歳以上)の保育所又は特定地域型保育事業利用

- 保育認定を受けない子どもが、保育所又は特定地域型保育事業を利用する場合については、大きく以下の2パターンとなる。
  - i 地域に認定区分に該当する施設がない場合
  - ii 保育所又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、保護者の就労状況等の変化により認定の際の要件に該当しなくなった場合

##### 【検討の視点】

- その際の支援方法について、  
上記利用パターンについては、特例給付が例外的に行われるものであることを踏まえつつ、例えば以下の事項に留意した上で、教育標準時間認定を受け、特例施設型給付又は特例地域型保育給付(特別利用保育又は特別利用地域型保育)の対象とすることを認めてはどうか。
  - ・ 保育所は保育認定(現在は保育に欠ける要件への該当)が利用の前提であり(児童福祉法)、教育標準時間認定の子どもについては、当該認定区分の利用定員を設定可能な幼稚園・認定こども園により提供体制を確保することが必要であること(支援法)。
  - ・ なお、確認制度における利用定員の論点4(2)①ii(保護者の就労状況の変化に対応した保育所の利用定員の取扱い)との関係に留意する必要があること。

#### V. その他

その他、公定価格の基本的な考え方(ルール)に関し、今後、検討していく必要があるものとして、以下のものが考えられる。

- 公定価格の改定時期  
公定価格については、物価等の変動等を踏まえて、額の改定を行っていく必要があるが、その際の改定時期について、検討していく必要がある。
- 公定価格の表示方法  
公定価格を設定するにあたって、その表示方法(価格表示)について、検討していく必要があるが、その際、現行の保育所運営費と同様に「円表示」とするか、他制度の例のように「単位(点数)表示」とするかについて、検討していく必要がある。

当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 児童福祉施設に基づく「保育における教育」と「認定こども園法における学校教育」とは制度上の違いはあっても、実質的な差はないと考える。子どもの処遇についても何ら変わるところはないと考えられることから、幼保連携型認定こども園等と保育所の間に、保育単価・公定価格に

は格差をつけないようにすべきと考える。公定価格の設定方式については、個別費目の積み上げ方式にするか包括的な方式にするか、またその両方を兼ね備えた方式を検討するののかについては初めに検討をしていく必要がある。

#### 〈委員の主な意見概要〉

##### (公定価格検討の視点等について)

- 基本理念を反映した公定価格を実現することにより、真に質の高い教育・保育の実現に繋がると考える。スケジュールに沿って考えると園児募集や在園児に対する父兄への説明の時期もあるのでよく考慮して頂きたい。幼・保共に職員処遇が公立に対して低いこと、他の職種からも低いことから、教育・保育の質の向上のために処遇改善をお願いしたい。
- ご提示された区分については妥当なものであると考える。
- 公定価格については子どもの最善の利益を守る重要な議論である。設定に当たっての基本的考え方については、質を担保するために質の高い人材の確保であると考えている。しかし現状では保育士は低い人件費であり、個別方式の積み上げ方式が良いのではないかと。配置基準について3歳児を中心に改善が提示されているがこれについてはぜひ進めて頂きたいことと、乳児の配置基準も改善して頂きたい。公立施設の財源は一般財源のままとなっているが、公定価格の理念に基づきしっかりと確保されるようにして頂きたい。
- 公定価格のイメージにおいて、どの子どもにも保育が届くしくみが必要。短時間の保育の子どもを受け入れる場合にも安定した運営ができるようにして頂きたい。施設型給付における2号認定についても施設により差がおきることのないようにして頂きたい。積み上げ方式では人件費において加算や改善がしやすいのに対して運営費は改善が反映しづらい等考えると、例えば人件費については積み上げ方式、運営費については包括方式を導入する考え方はできないか。
- 保育所が委託費として行われていることに十分配慮して設定して頂きたい。公定価格については施設によって差がないようにする上で加算という考え方があると思う。加算に対して減算という考え方があるが、私立保育所は相当にこれまで入所できるように努力してきたが、定員を超えて入れることが悪のように捉えられることのないようにして頂きたい。以降、積み上げ方式か包括方式か決めて議論をしていかないと細かいことは決められないこともあるのでそうした進め方が必要。
- 質の改善と機能の向上という視点を入れて議論をしていく必要がある。共働きになった場合、ひとり親になった場合等は子どもが施設を変えなければならず、難民状態になる等のこれまでの状況がないように、新しい高い機能を持った施設をつくるためにもそれなりの評価も必要。施設に恒常的に通う子どもだけでなく地域で利用する人たちを応援できる施設にする必要がある。個別の積み上げ方式については、人件費の改善が見えなくなるのはまずいので、積み上げ方式が良いのではないかと。
- 認証保育所等既存の認可外施設等からの移行のインセンティブが働くような設定にすべき。都道府県を含めて財政支援の連関性が重要。公定価格の検討にあたって現行の8時間基本に対して、保護者のニーズやこれまでの自治体の上乗せ等の努力の実態からも考えて、11時間を基本とするベースアップが必要。経営実態調査に基づいて現行制度からの円滑な移行をお願いしたい。また、収支状況からは現行では総額から見るとバランスが取れているようにみられるが、公費の割合や自治体の負担等を丁寧に見ていく必要があり、処遇改善とセットで考えることは妥当。積み上げ方式と共に包括的な方式の検討も必要。折衷案も含めて検討していく必要がある。
- 優先順位を考えていく必要があり、処遇改善が優先される。したがって人件費については個別方式の積み上げ方式、事業費、管理費等については包括的な方式を取ることが一般にもわかりやすいしくみとして重要。職員配置基準について保育所を参考にしながら3歳児を中心に描いていく必要がある。主任保育士加算等は基本的なしくみの中で位置づけられる必要があるのではないかと。乳幼児期には親が共働きであっても多様な乳幼児教育を受けられるように特例を認めていく必要もあるのではないかと。小規模のところは運営できるようなしくみとして頂きたい。

##### (特例給付に関する検討の視点について)

- 経営実態調査について幼・保の職員処遇が他の職種に比して低いことが明らかになったようにそこを重点的に議論して頂きたい。幼稚園については保育所に合わせながら年齢区分を検討していく必要がある。特例給付については、2号になった子どもについても幼稚園を利用したい希望がある場合はそれを排除するようなしくみにはしないようお願いしたい。

- 「特例給付の検討の視点」について、各事項について該当する「施設がない場合」とあるがこれはいつまで「ない」としていくのか。
- 従来の保育所が委託費として施設型給付の中に位置づけられていることの合理的な意味を説明して頂きたい。こうした説明が可能であるなら私学助成を受けている幼稚園も施設型給付の中に入るはずであり、差別であるので改善して頂きたい。資料中に基本制度の引用が多いのか、認定区分別とは何か定義を説明して頂きたい。

(事務局説明概要)「施設がない場合」については、市町村計画を立てて頂く際に、基本的には特例給付がないように基盤整備を着実にしていく計画をされることが基本である。委託費については、子ども・子育て支援法附則第6条以降に基づき、公定価格から利用者負担を引いた施設型給付を、当該保育所については委託費として支払うと規定されているということ。国会での修正の中で今年の社会保障と税一体改革の確認書における三党の確認の中でこのようになったものである。基本制度の引用については、今年の少子化社会対策会議決定において、公定価格に関するものがこれだけあったということ。認定区分については支援法の19条第1項の第1、2、3号によるもの。

## (2) 地域型保育について(小規模保育事業以外の事業を中心に)

- ・資料2「地域型保育について(小規模保育事業以外の事業を中心に)」の説明が行われ協議が続けられた。

＜委員の主な意見概要＞

### (事業所内保育、居宅訪問型保育等について)

- できる限り地域に開かれた施設にすべきと考えるので事業所内保育所については地域枠を利用定員の1/2とするべき。居宅訪問型保育については、ひとり親の世帯にも開かれたものにしていく必要がある。
- 耐火基準にしても地域枠にしても現在の事業所内保育所について高い基準にしてしまうと従業員の子どもを受け入れるという本来の機能が継続できなくなる所も出てくるのではないかと。地域に対して少しでも受け入れられるようにしていくためにもそのような配慮をお願いしたい。
- 耐火基準等については、何より安全確保をしたいが、改修等をする際に継続できなくなるケースも考えられることは課題。事業所内保育所について何人でも地域枠を検討されることは重要。1/2となると事業所内保育所の福利厚生からみて難しいかとも思うが当面の目標は1/3かインセンティブを持つためには1/4かと思われる。
- 事業所内保育所については、保育所としてしっかり整備して頂くと共に、緊急的なインフラであり、事業所内保育所の実態をしっかりと把握をして頂いて検討してもらいたい。地域枠の子どもの受け入れについては、1名以上を支持する。待機児童の多少によって異なるため一律に設定することは難しい。
- 居宅訪問型保育について、障害、慢性疾患、ひとり親等の世帯にとってこそ役に立つ事業になってほしいと考える。連携施設については保育所だけではなく地域の障害児施設等とも連携協力できるようにしていくことも必要。研修については、ベビーシッター協会だけでなく、養成校や委託を受けたNPO等も活用できるようにして頂きたい。併せてeラーニングの方法も検討する必要がある。補助要綱について本日提示されているが、東京都の実態等も考慮して補助額単価を検討して頂きたい。事業所内保育については利用定員枠の1/3以上は地域枠が設けられるようにして頂きたい。
- 居宅訪問型保育の「個別のケアが必要な場合」とは具体的にはどのような内容を認めるのか十分に検討する必要がある。
- 障害児や小児慢性疾患等の子どもの受け入れについては、しっかりした明確な受入れのガイドラインは必要。保育所等と連携をして進めることも必要。その際に地域型保育給付だけでなく、施設型給付との連携も含めて考えて頂きたい。

## (3) 確認制度について(運営基準等を中心に) (4) 一時預かり事業について、地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について(ファミリー・サポート・センター事業、延長保育、病児・病後児保育)

- ・資料3「確認制度について(運営基準等を中心に)」併せて資料4「一時預かり事業について」等の追加部分を中心に説明が行われ、協議が続けられた。 : 以下の枠内は、同資料3の抜粋、引用部分。

### ②教育・保育の提供に伴う基準

#### iv) 上乗せ徴収等の取扱い

- 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上

乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とするか。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)

- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
  - ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。
  - ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 実費徴収以外の上乗せ徴収については、今回の幼保連携型認定こども園に移行する保育所の大半は社会福祉法人であり、仮に認めることになると児童福祉施設としての社会的意義・役割から外れてしまうのではないかと懸念される。なお、どのようなものを具体的には対象として考えられるのかお教え頂きたい。

〈 委員の主な意見概要 〉

#### (一時預かり事業等について)

- 一時預かり事業についての新しい構成で、一般型の二名については実態にあった提案ではないか。幼稚園型についての提案については賛成。
- 身近な一時預かり事業になるために質的な担保は必要。横浜市が乳幼児一時預かり事業を進められていることは助成額を国より上乗せしているところにもある。保護者支援や、隠れたニーズを支えることも含めて重要な支援である。
- 一時預かり事業については、地域密着Ⅱ型を一般型に統合することについては独立型の検討もして頂きたい。病児、病後児、訪問型について多様に連携していくことについては賛成。
- 一時預かり事業に訪問型が位置づけられたことは賛成。対象者に学童も位置づけて頂きたい。
- 一時預かり事業について、0から2歳を預かる場合については、幼稚園の場合はいかがか。
- 病児・病後児保育の利用は少ない中で、自治体の中で病後児保育、派遣型の利用をうまく調整していくことが求められる。

#### (確認制度について)

- 確認制度について業務管理体制の整備については、設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策等と同様としてはどうかという提案には賛同する。
- 確認制度の教育・保育の利用にあたっては、市町村長がきちんと施設の設置者との間で委託契約を取り交わすことが必要。
- 確認制度の上乗せ徴収については限定的にすべき。一時預かりに幼稚園型を位置づける際に、特例給付になるか否かのケースもあり、認定の取扱いについては早期に整理をすべき。
- 確認制度について、会計区分の財務諸表を公開することについては公費が投入されていることから当然。用途制限についても併せて当然のことと考える。保育士の処遇改善の観点から法令順守について労働法令の順守についてしっかり指導監督すべきである。
- 確認制度について、私立学校としての学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の法体系の中で私学の特性は保護されていると考えている。施設型給付に入った場合に応諾義務や上乗せ徴収にある程度制限があるようである。しかし施設型給付に入る幼稚園については私立学校としての立場をどのように保護するのか。相当に複雑な規定が必要になる。私立学校に関する法体系を変えるのであれば少なくとも私立学校に意見を聴取すべき。

(事務局説明概要) 上乗せ徴収についてどのようなものを考えるかについては、詰めていく必要があるが、参考として、実費徴収がある中で、最終的には子ども本人に帰するものではないものが考えられる。実態も調査しているのでわかり次第またご紹介したい。連携保育所の中で予め優先枠を設けておくことは有効。通園児以外で0から2歳の一次預かりを幼稚園型で受ける場合は、とくに部屋の面では設備基準に一定の面積を設ける考え方の中でより詳細な検討が必要。

#### (5) その他

- ・ 事務局より資料「社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化について(案)」の説明が行われた。次回日程について11月15日(金) 子ども・子育て会議基準検討部会(第7回) 15時～18時に予定をしている旨事務局より説明がなされた。 以上

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp